

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（案）について審議会委員より提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応
1	2（1）目的	「もって」はどこを指すのか。	ご意見ありがとうございます。 「もって」は「本県ならではの特色ある農産物等の生産及び流通をはかること」を指しています。
2	2（10）奨励品種の原種苗、原種苗及び種苗の生産①	2行目に「県と連携して」とあるが、1行目の「種苗生産業者」の前に県を明記すべきでは。 【理由】 県が種苗生産者及び種苗生産者団体と連携し行うものを考える為。	ご意見ありがとうございます。 原原種と原種は県が生産しますが、生産者が使用する一般種苗は、種苗生産者及び種苗生産関係団体が基本的に生産するものと定義しています。そのため、このような表記になっています。
3	2（14）知的財産権の保護等	違反行為に対する罰則の文言も記入する必要はありませんか。	ご意見ありがとうございます。 知的財産権の保護につきましては、県オリジナル品種が意図しない国外や県外への流出を防ぐための取組を県としては実施していくこととしています。育成者権の侵害に対する罰則規定は、種苗法第六十七条や七十三条が適用されますので、本条例では設けておりません。
4	2（5）種苗生産者等の役割	「種苗の適正な栽培を行い」とありますが、生産者が自由に栽培できるようによめます。知的財産を守るためにも栽培の工程管理は必要だと思います。	ご意見ありがとうございます。 水稻の種子を生産する生産者につきましては、研修会を開催し、栽培方法の確認等を実施していますが、園芸品目につきましても、栽培マニュアルの提示や研修会等を実施できるよう検討してまいります。
5	2（14）知的財産権の保護等	生産者からの生産工程管理の報告があつてこそ、知的財産に値する栽培となっているか、把握できると思います。	ご意見ありがとうございます。 水稻種子を生産する生産者や園芸品目の種苗を生産する関係団体では、すでにGAPの取組を進めております。引き続きGAPの取組を推進してまいります。